

【山側住宅団地住み替え促進家賃助成事業のご案内】

日立市

令和6年度版

< 制度拡充 >

日立市の山側住宅団地(※1)内に戸建住宅を1年以上借りて住む場合、家賃の一部などを助成します。

① 家賃助成

最大**24万円**

月額家賃の1/2(最大2万円)
×12か月分

+

② 交通支援

10万円

=

合計

最大**34万円**

**※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。**

※1 山側住宅団地とは…

高鈴台団地・山の神団地・青葉台団地・堂平団地・
平和台団地・小咲台団地・中丸団地・塙山団地・
金沢団地・台原団地・根道ヶ丘団地・みかの原団地
(詳しくはお問合せください)

子育て世帯や

若年夫婦世帯等のくらしを応援します！

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

① 以下のいずれかに該当する方

(a) 申請日又は契約日時時点で、**18歳未満**の子等を養育している世帯

(b) 申請日又は契約日時時点で、**夫婦どちらかが45歳未満**の夫婦世帯

(c) 住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において**45歳未満**の者。

② 原則として、**令和4年4月1日以降**に山側住宅団地(※1)内に住宅を賃借する契約を書面で締結していること

③ 賃借した住宅に1年以上居住すること

④ 親の所有する住宅でないこと

⑤ 居住部分の**床面積が50㎡以上**であること

⑥ **市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がない**こと

⑦ 同一の住宅について、**住宅の賃借等を目的とした他の公的制度による助成(※2)を受けていない**こと

* 1年間居住しなかったときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

※2 他の公的制度……市の「結婚新生活支援事業」「ひたちテレワーク移住促進助成事業(賃借)」などが該当します。併用の可否について、詳細はお問い合わせください。

令和6年度拡充

【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課 (本庁5階 山側)

〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線247/436

Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp FAX 0294-21-7750



山側住宅団地住み替え促進家賃助成 手続きの流れ

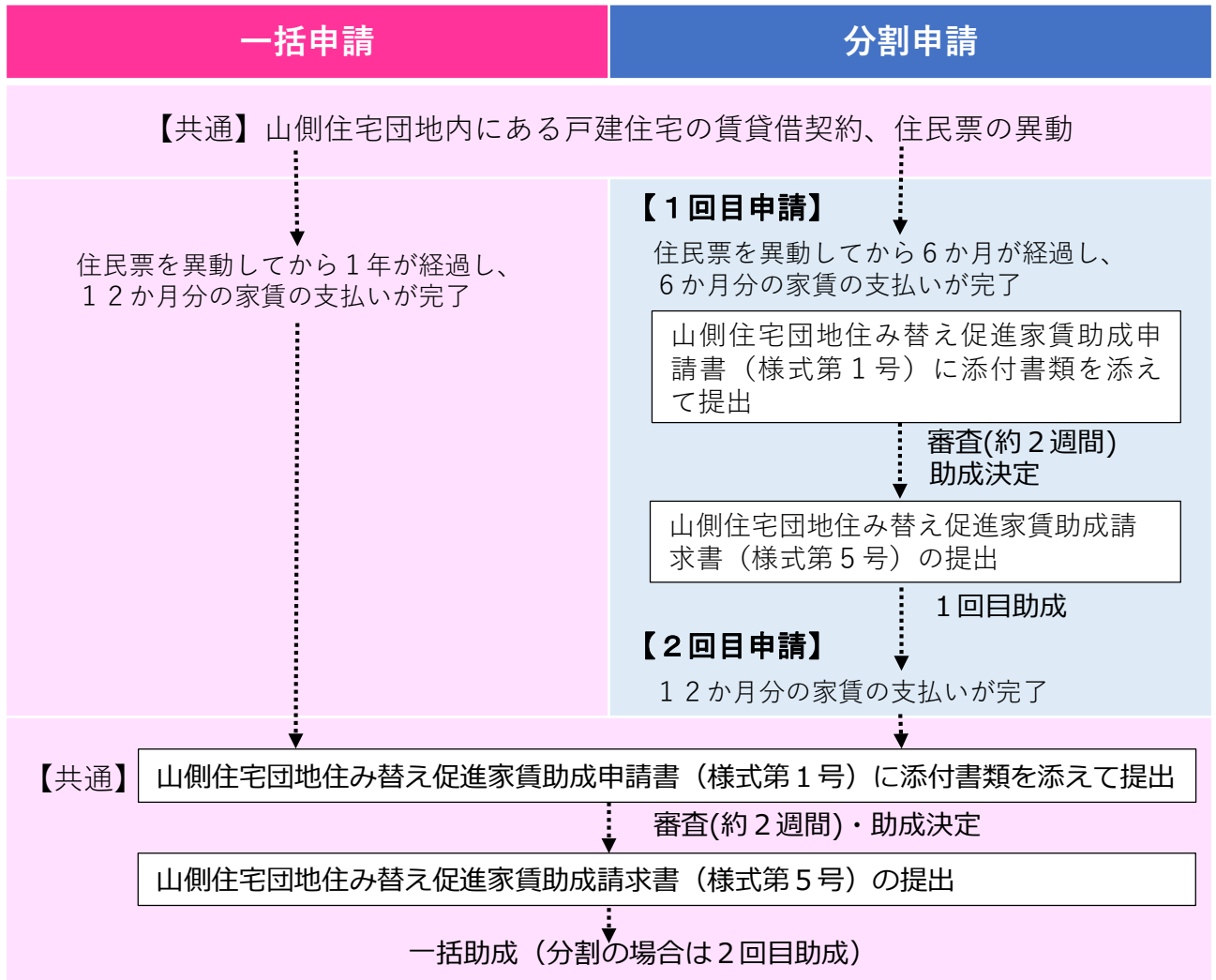
1 申請方法（令和6年度申請期限：令和7年3月17日（月））

以下の書類を提出してください。

必要な書類	具体的な名称等
①申請書	「山側住宅団地住み替え促進家賃助成申請書(様式第1号)」
②誓約書兼同意書	「山側住宅団地住み替え促進家賃助成に係る誓約書兼同意書」
③賃貸借契約書	「賃貸借契約書」の写し (建物の所在地番、延床面積、家賃、賃貸借期間、契約日、賃貸人及び賃借人等が確認できる部分)
④家賃の支払いを証明する書類	家賃引き落とし口座の写し 領収書の写し 家賃支払い証明書 等

* 戸建住宅の賃貸借契約を行い、住民票を異動してから1年以上経過後に申請することができます。
※ただし、必要に応じて2回に分割して申請することができます。

2 手続きの流れ



※分割申請の場合、1回目だけの申請はできません。
1回目を申請した場合は必ず2回目を申請してください。

申請書様式は、
住政策推進課窓口でお渡しして
います。または市のホームペー
ジからもダウンロードできます。

